

税金

市・府民税第2期分の納付期限は8月31日(水)

市・府民税第2期分の納付期限は8月31日(水)です。最寄りの取扱金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニなどで納めください。納期限が過ぎると延滞金などが加算される場合がありますので、ご注意ください。

◆日曜納付相談

平日、仕事などで相談に来ることができない人は、日曜納付相談をご利用ください。

8月28日(日) 午前10時～午後3時

納税課(市役所別館2階)

※証明書の発行などは不可
問合先 納税課
☎06(6902)5991

市税のペイジー口座振替

納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。

上下水道

水道メーターの取り替え

上下水道局では、有効期間(8年)を満了する水道メーターの取替工事を順次進めています。

8月の水道メーター取替予定地区は次のとおりです。取替作業は委託業者が行い、費用は無料です。上下水道局を装った訪問販売・詐欺にご注意ください。

8月の取替予定地区
岸和田1丁目～4丁目

※地区を追加する場合あり

手続きに必要な物
キャッシュカード、免許証など本人確認ができる物

※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
問合先 納税課
☎06(6902)5991

個人事業税第1期分の納付期限は8月31日(水)

個人事業税第1期分の納付期限は8月31日(水)です。8月に第1期・第2期分の納付書を送付しますので、ご確認ください。

※口座振替の人を除く

※年間税額が1万円以下の場合
は第2期分の納付書なし
◆個人事業税のコンビニ納付

コンビニ収納用バーコードがある納付書では、個人事業税を全国の主要なコンビニで納めることができます。

問合先 北河内府税事務所
☎072(844)1331



大阪府広報担当副知事もずやん

年金

国民年金保険料の未納期間をなくしましょう

国民年金保険料の未納期間があると、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。支払いが困難な場合は、免除申請などをして、未納期間をなくしましょう。

※申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請可

◆申請方法
年金手帳、印鑑を持って直接
※退職した人は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令など(すべて写し可)

※同世帯の代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書
◆日曜国民年金相談
退職した場合などに必要な年金種別変更の手続きや、免除申

請方法
年金手帳、印鑑を持って直接
※退職した人は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令など(すべて写し可)

日曜国民年金相談

退職した場合などに必要な年金種別変更の手続きや、免除申

請などを受け付けます。
とき 8月28日(日)
午前10時～午後3時

市民課(市役所別館1階)
持ち物
年金手帳、印鑑

※退職した人は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令など(すべて写し可)

※同世帯の代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書

障害基礎年金

病気やケガで障がいの状態となったとき、一定の要件を満たしていると障害基礎年金を受給できる場合があります。

障がい者手帳があれば支給されるわけではなく、日本年金機構が診断書などを審査し、支給を決定します。傷病の初診日や国民年金保険料の納付・免除の状況などが問われます。

※詳しくは問い合わせ
申請・問合先 市民課
☎06(6902)6005

保険

28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付

28年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付していますので、ご確認ください。

28年度保険料の計算方法は次のとおりです。所得が低い世帯の保険料は軽減後の額になります。所得未申告の人は申告が必要です。

年間保険料
均等割額(5万1649円)
所得割額(賦課のものと異なる所得金額×10・41%)

保険料の納付方法
○特別徴収：年金から保険料を天引き
○普通徴収：納付書または口座振替で保険料を納付

※年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わる場合あり
口座振替の申込方法 被保険者証、通帳、印鑑を持って直接

新しい高齢受給者証を送付

国民健康保険の高齢受給者証の更新日は8月1日(月)です。新しい高齢受給者証は桃色で、前年中の所得で医療費負担割合が決まります。新しい高齢受給者証は7月末までに送付していますので、ご確認ください。

対象 昭和16年8月2日以降生まれで8月1日現在70歳の人

※8月2日以降に70歳になる人は、誕生月の翌月1日から適用。誕生月下旬に高齢受給者証を送付。1日生まれの人は誕生月から適用

負担割合
○昭和16年8月2日～昭和19年4月1日生まれの人：1割または3割負担
○昭和19年4月2日以降生まれの人：2割または3割負担

◆限度額適用認定証の更新
「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)以降も認定証が必要な人は申請が必要です。

◆特定疾病療養受療証の更新
国民健康保険の特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)以降も療養受療する人は更新申請が必要です。対象となる人には、7月中旬に申請書を送付しています。

◆新しい後期高齢者医療被保険者証は薄緑色
新しい被保険者証は薄緑色で、7月初旬に簡易書留で送付しましたので、ご確認ください。有効期間は8月1日(月)～29年7月31日(月)です。有効期限の過ぎた被保険者証は、健康保険課に返

便利で安心！ 保険料の口座振替を推奨

保険料の納付方法を口座振替にすると、納付のたびに金融機関などへ行く手間が省け、納付期限日に自動的に引き落とされるため、納め忘れもなく安心です。また、納付書の作成が不要になるので、紙の節減になり、環境にも優しい納付方法です。

金融機関のキャッシュカードがあれば、保険収納課窓口で簡単に登録できます。一度登録すれば、毎年自動的に継続されます。ぜひご登録ください。

問合先 保険収納課
☎06(6902)5994

保険料は納付期限内の納付を

国民健康保険第3期・後期高齢者医療保険第2期の普通徴収の納付期限は次のとおりです。

◆8月の日曜納付相談
とき 8月28日(日)
午前10時～午後3時

◆申請・問合先
〒571-8580
「門真市役所」健康保険課
☎06(6902)56697

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)以降も療養受療する人は更新申請が必要です。対象となる人には、7月中旬に申請書を送付しています。

◆申請方法
8月31日(月)までに郵送または直接

◆新しい後期高齢者医療被保険者証は薄緑色
新しい被保険者証は薄緑色で、7月初旬に簡易書留で送付しましたので、ご確認ください。有効期間は8月1日(月)～29年7月31日(月)です。有効期限の過ぎた被保険者証は、健康保険課に返

体験型施設で防災・減災を学ぼう

府内には、地震や火災、津波などについて、体験しながら学べる施設があります。

◆津波・高潮ステーション
(大阪市西区江之子島2-1-64)
☎06(6541)7799
開館時間 午前10時～午後4時
休館日 火曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始

◆東大阪市消防局防災学習センター
(東大阪市稲葉1-1-9)
☎072(966)9998
開館時間 午前9時～午後5時
休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始
問合先 危機管理課
☎06(6902)5812

防災行政無線を増設

現在、市では災害時に迅速な

◆防
災

